

畿央大学附属幼稚園園則

第1章 総則

(名称)

第1条 本園は、畿央大学附属幼稚園と称する。

(位置)

第1条の2 本園は、奈良県桜井市朝倉台西5丁目1093の321に置く。

(目的)

第2条 本園は、教育基本法及び学校教育法並びに学園の教育理念（徳をのばす、知をみがく、美をつくる）に基づき、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身を健全に発達させ、善良な性情と個性を伸長することを目的とする。

第2章 入園定員及び修業年限

(定員)

第3条 本園の定員は、6学級200名とし、原則として別表1のとおり構成する。

(保育年齢)

第4条 入園することのできる幼児は、満3歳より小学校就学の始期に達するまでのものとする。

(修業年限)

第5条 本園の修業年限は、1年乃至3年とする。

第3章 学年及び休業日

(始・終期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、下記のとおり区分する。

第1学期 4月1日より 8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 1月1日より 3月31日まで

(休業日)

第8条 本園の休業日は、下記のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める日
- 2 日曜日
- 3 創立記念日（5月21日）

- 4 春期休業日 3月25日より4月 7日まで
- 5 夏期休業日 7月21日より8月31日まで
- 6 冬期休業日 12月25日より1月 7日まで
- 7 毎月の第2土曜日及び第4土曜日

(休業日の変更)

第9条 前条の休業日は、園長が必要と認めたときは変更することができる。

(臨時休業)

第10条 園長は必要があると認めたときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業日数及び教職員組織

(教育課程)

第11条 本園の教育課程は、幼稚園教育要領に基づき幼児の心身の発達と地域の実態を考慮し、別に編成する。

(授業日数)

第12条 授業日数は、特別の事情がある場合を除き、220日をくだらないものとする。

(教職員組織)

第12条の2 本園に次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 必要数
- (3) 主任教諭 必要数
- (4) 教諭 必要数
- (5) 事務職員 必要数
- (6) 用務員 必要数
- (7) 園医 必要数
- (8) その他法令で配置が必要とされる職員

第12条の3 園長は、園務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第5章 入園・修了

(入園期)

第13条 入園期は毎学年始めとする。

(入園料)

第14条 幼児の入園を希望する保護者は、所定の入園願書に入園選考料3,000円を添えて提出しなければならない。

(選考)

第15条 入園は、入園志願者の中より選考のうえ許可する。選考の方法は別に定める。

(修了証書)

第 16 条 園長は所定の課程を修了したものには修了証書を授与する。

第 6 章 欠席及び出席停止等

(届出)

第 17 条 園児を欠席させようとするときは、事由を付して保護者より届け出なければならない。

(長期欠席)

第 18 条 保護者は、園児を病気その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上欠席させようとするときは、医師の診断書及び事由書を提出して願い出なければならない。

(出席停止)

第 19 条 伝染病にかかっており、またはそのおそれのあるものには、学校保健法の規定に基づいて出席停止を命ずる。

(退園)

第 20 条 園児が欠席 1 学期を越え、または保育料未納が 1 学期を越えるときは、退園させることがある。

(転居届)

第 21 条 保護者は、園児が転居したときはその旨を直ちに届け出なければならない。

(保護者の責任)

第 22 条 保護者は、園則を厳守することはもちろん、園児の身上に関する一切の責任を負わなければならない。

第 7 章 入園料及び保育料

(入園料)

第 23 条 入園料は 50,000 円とし、入園の際納入しなければならない。

(保育料)

第 24 条 在園するものは、保育料として月額 15,000 円を納入しなければならない。

(納入金の処置)

第 25 条 既納の保育料その他の納入金は、返還しないものとする。ただし、特別な理由がある場合、その全部または一部を返還する。

第 8 章 雑 則

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 27 条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

この園則は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

但し改正後の第 8 条第 7 号の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この園則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1

年 齢 別	学 級 数	定 員
3 歳児	2 学級	6 0 名
4 歳児	2 学級	7 0 名
5 歳児	2 学級	7 0 名
合 計		2 0 0 名